

韓国知的財産ニュース 2012 年 8 月前期

(No. 228)

発行年月日：2012 年 8 月 27 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、8 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告 (8.14)

関係機関の動き

- 2-1 国際特許紛争、多角的な知財権外交で予防する (8.3)
- 2-2 2012 年第 2 四半期の知的財産権動向 (8.9)
- 2-3 韓国特許庁、「自動車燃費向上技術大会 2012」を開催 (8.13)
- 2-4 海外における韓国伝統商品名称商標の保護が強化される (8.14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 「漸く佳境に入る」サムスン対アップルの特許侵害訴訟 (8.2)
- 3-2 サムスン - アップルの特許合戦、韓国ではサムスンが有利？ (8.6)
- 3-3 サムスン - アップル、通信特許の審理が本番入り (8.6)
- 3-4 アップル、サムスンだけでは物足りない？ (8.7)
- 3-5 スマートフォン業界、特許管理会社による特許訴訟合戦が拡大 (8.8)
- 3-6 ソウル中央地裁、サムスン対アップルの特許訴訟判決を突如延期 (8.9)
- 3-7 特許審判員、「SK イノベーション対 LG 化学の 2 次電池特許紛争」で SK イノベーションに軍配を上げた (8.10)
- 3-8 LG 電子の LED 商品、米国向け輸出停止の危機が解消 (8.12)
- 3-9 ノキアの特許売却、韓国メーカーに飛び火する可能性も (8.13)
- 3-10 サムスンのアップルへの反撃カード「フランド」とは？ (8.13)
- 3-11 米国裁判所、特許訴訟からサムスンのスマートフォン 3 種類を除外 (8.15)

デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

その他一般

- 5-1 太陽で暑さ対策 (8.1)
- 5-2 飲酒運転、運転席から防止 (8.2)
- 5-3 麗水エキスポで未来の海洋発明家を目指す (8.7)
- 5-4 融合化・複合化技術が我々の未来だ (8.8)
- 5-5 特許に強い大学生、しのぎを削る (8.9)

法律、制度関連

1-1 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2012.8.14)

1. 改正理由

出願人などの個人情報の保護及び管理を強化するため、電子文書を利用する際に公認認定書の使用を義務化する一方、オンラインで包括委任を登録する際に包括委任状の偽造・変造されることを防止するため、出願人が公認認定書で電子署名した包括委任状の添付を義務化するとともに、商標権の登録証を米国、日本などの主要国と同様に、登録証の下段に発給機関長の名前を追加するなど、現行制度の運営上における問題点を改善・補完するためのものである。

2. 主要内容

イ. 出願書などを電子的に提出する場合に利用される「特許庁認定書」は、身分証明書をスキャンして添付すれば発給されるため、名義が盗用される可能性が高く、「電子政府法」、「電子署名法」による公認認定書等を利用した本人確認を義務付ける電子文書利用体制を改編することで、出願人等の商標顧客の個人情報を有効に保護する(案 第16条、第17条、第19条)。

ロ. 代理人が出願人から代理権を包括委任されたことをオンラインで登録する場合に添付する包括委任状の偽造・変造を防止するため、オンライン包括委任登録申請の手続きに添付される包括委任状は、公認認定書を活用して作成された電子文書形式で作成することを義務付け、出願人の出願情報流出を事前に防止する(案 第5条、第8条)。

ハ. その他登録証、出願書の書式変更など、商標制度の運営上における問題点を改善する。

関係機関の動き

2-1 国際特許紛争、多角的な知財権外交で予防

韓国特許庁(2012. 8. 3)

□ 特許紛争の予防に向けた韓米特許当局間の初の政策対話

韓国特許庁の金ホウォン庁長は、8月1日から2日の間、ワシントンを訪れ、米国知識財産次官兼特許商標庁のデビッド・カッポス(David J. Kappos)長官と、また、米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のランドール R. レーダー(Randall R. Rader)判事とそれぞれ会談し、特許における協力を強化することで合意した。

金庁長は、米特許2大当局のトップの2人と会談し、最近、スマートフォン市場を中心に激化している知財権紛争で提起されている特許管理会社(NPE)などの特許権濫用に対する懸念と米国の知的財産権に関する韓国企業側の意見を述べ、特許権紛争の予防に向けた多角的な協力策を議論した。

*実際の事業は展開せず、特許を大量に購入して特許侵害訴訟を提起し、収益を上げている企業を意味する。パテント・trolle (patent troll)とも呼ばれている。

□ 韓米特許庁長の会談で合意された内容

両庁長は、韓米FTAで貿易量を増加させるためには、特許分野での協力が重要だという認識を共有し、両国間の知財権分野でのMOU締結で戦略的な協力関係を構築し、審査協力、教育資源の共同活用、専門家の育成など、特許紛争の予防に向けて共同で取り組んでいくことに合意した。

主な合意内容は次のとおりである。

- ・ 特許審査の品質標準化に関する共同研究を始めること
- ・ 特許審査の誤謬により登録された特許権が特許紛争の潜在的な要因になり得るという共同認識に基づき、世界で初めて韓米特許庁間の審査品質標準化指標の共同開発に向けて協力。

*世界出願の約8割を処理している韓国、米国、日本、欧州、中国で構成された先進5大特許庁

金庁長は、「国際的に審査品質が標準化されれば、質の低い特許の乱立を防ぐことができ、特許紛争防止の土台になる」と評価した。

- ・ 韓米間の特許審査協力を拡大、強化
- ・ 両国で重複提出された特許出願の審査結果の相互利用
- ・ SHARE(Strategic Handling of Application Rapid Examination: 戦略的審査処理)プログラムの施行を拡大

年間約 4,000 件に上る重複出願の審査負担の軽減と審査品質の向上につながるとみられる。

*韓米各庁への重複出願において、最初に出願を受けた第 1 庁が、まず優先的に審査着手を行ない、その結果を第 2 庁が利用して審査を行なう審査業務協力プログラム

- ・ 米国が欧州や日本の出願者を対象に推進している第 2 世代審査協力プログラムである「PPH*2.0」に韓国特許庁も参加

韓米間で PPH2.0 プログラムが実施されれば、PPH 利用条件が大幅緩和され、韓国の出願者が米国等の海外特許をより簡単な手続きで早期に出願できるようになる。

*参加国に重複出願される出願に対し、第 1 庁が特許登録を決めれば、それに基づいて PPH 参加国に要請した場合、当該の出願を第 2 庁で早期に審査、登録する制度

□ その他合意

先進国と途上国の知財権格差を解消するため、両庁の専門人材、教育機関を共同で活用し、韓米 FTA を通じてバランスの取れた両国知財権制度に基づき、グローバル知財権認識を高めるために協力することにした。また、昨年 9 月、60 年ぶりに改革された米国特許法を韓国企業等のユーザーグループに紹介するため、今年下半期に韓国で米国特許制度の改革内容を韓米特許庁の共同説明会を開いて紹介することにした。

□ CAFC 判事との会談など

金庁長は、レーダー判事との会談で韓国企業が米国内で特許紛争によって悩まされている部分、米国市場へ進出する際の困難を伝え、特許権を正しく施行できる環境を整うために裁判所が取り組んでほしいと要請した。

また、2013 年に韓国で韓米特許当局が共同で開催する韓米特許判事及び専門家会議の準備に協力することで合意した。

その他にも、8 月 1 日と 2 日の間、韓米特許制度の架け橋の役割をしている在米韓国人の特許専門家及び企業家と懇談会を開き、彼らを励ます一方、在米韓国人の専門的な能力を国内企業が特許紛争の予防及び対応に活用できるよう、ネットワークを強化していくことにした。

2-2 2012 年第 2 四半期の知的財産権動向

韓国特許庁(2012. 8. 9)

□ 総括

○ 2012 年の第 2 四半期における知的財産権の出願件数は 98,684 件で、前年同期比 8.2% 増加し、登録された知的財産権は 61,214 件と、前年同期比 29.5% 増加したことが分かった。

□ 出願動向

○ 権利別では前年同期比、特許は 8.2% 増加した 46,387 件、商標は 5.2% 増加した 32,596 件、デザインは 18.1% 増加した 16,625 件が出願された。

- 内・外国別では、内国人と外国人が各々7.9%、9.9%増加した 83,423 件、15,621 件となり、外国人の出願増加率が高くなっている。
- 地域別では光州(クァンジュ)地域が前年の 1,271 件から 48.5%増加した 1,888 件で最も高い増加率を示した。その次は大田(テジョン)が 16.7%増加した 3,862 件となった。
- 国別では中国が前年同期比 49.8%増加した 602 件、スイスが 38.9%増加して 464 件となり、主な出願国であることが示された。
- 出願人別では中小企業と中堅企業がそれぞれ 15.2%、11.3%増加した 26,727 件と 5,222 件となった。また、公共機関は前年同期比 28.2%増加した 159 件となり、最も高い増加率を示した。
- 権利別で最も高い増加率となった出願人は、特許・実用新案では LG 化学、商標では BGF リテール、デザインはチョ特許キング(株)となった。

□登録動向

- 権利別の登録を見ると、特許が 29,274 件で 50.3%、実用新案は 1,589 件で 19.6%、商標は 18,584 件で 10.9%、デザインは 11,667 件で 21.3%と、全体的には増加した。
- 国内外別の登録は、内国人が 26.5%増加した 48,657 件、外国人は 42.8%増加した 12,557 件となり、外国人の増加率が高くなっている。
- 地域別の登録は、仁川(インチョン)と大田(テジョン)がそれぞれ 2,386 件、2,220 件で 47.9%、46.6%と、最も増加率の高い地域となり、他の地域も全体的に増加していると分析された。
- 主な出願国としては台湾が 256 件で最も高い増加率である 132.7%、その次にスウェーデンが 69.4%増加した 122 件となった。
- 権利者別には大手企業が 9,147 件で 39.2%、中小企業は 15,912 件で 22.9%増加したことが分かった。公共企業と大学はそれぞれ 242 件、2,365 件と、60.3%、56.2%の最も増加率の高い権利保有グループとなった。
- 主な権利者は、特許・実用新案の場合、現代製鉄、サムスン電子がそれぞれ 859.0%と 99.45%を記録し、頭角を現した。商標はロッテショッピングが、デザインは起亜自動車となった。

□審査及び審判動向

- 審査請求件数は、39,646 件で前年同期と同じ水準となったが、特許の審査件数は 37,038 件と 0.6%増加した一方、実用新案は、2,608 件と前年同期比 7.8%減少した。
- PCT 国際調査の申請件数は、5,754 件で前年同期比 7.9%減少したが、国際調査処理件数は 7,297 件で 29.3%増加した。
- 審判部門は、請求件数が 4,134 件で前年同期比 52.0%増加し、処理件数も 4,047 件で前年同期比 8.8%増加した。
 - 権利別の請求件数は、特許・実用新案が 2,991 件で 76.9%、デザインは 143 件で 62.5%、商標は 1,111 件で 6.4%増加し、特許、実用新案、デザインの増加幅が大きく

なっている。

2-3 韓国特許庁、「自動車燃費向上技術大会 2012」を開催

韓国特許庁(2012. 8. 13)

韓国特許庁は、韓国自動車工学会、自動車安全研究院と共同で「自動車燃費向上技術大会 2012」を開催する。

本大会は、今般の燃料費高騰と世界的な自動車燃費規制緩和の流れを受け、燃費向上技術の研究開発を奨励する一方、政府レベルで推進している低炭素グリーン成長政策の取り組みの一環として 2010 年から始まったものである。

今年の大会では、例年と同じく韓国自動車工学会の 2012 年定期学術大会と同時に行なわれる。8 月 14 日から当学会のホームページ(www.ksae.org)の論文受付システムを利用して応募できる。

自動車技術関連の産業界の研究者だけでなく、大学生や大学院生も参加でき、エンジン効率の向上、動力伝達システムの改良、車体の軽量化、ハイブリッド自動車など、自動車燃費の向上に関する様々な分野に分かれている。

提出された技術の論文は、学術性と特許性に関しての 1 次と 2 次におたる評価を行ない、最終的に 8 本が受賞作に選定される。

今年は、報奨の範囲を拡大し、中小企業、大学、公共研究所の研究者も報奨範囲に入るよう、一定の部分を割り当てる方針だ。

受賞作には、特許庁長官賞、韓国自動車工学会長賞、自動車安全研究院長賞(各賞状及び賞金 80~300 万ウォン)が与えられる。技術論文の内容は、2012 年 11 月 21 日から 11 月 24 日まで KINTEX(高陽市)で行なわれる韓国自動車工学会の定期学術大会で発表される。

今回の大会は、自動車の燃費向上技術論文の知的財産権利化を促すという面で意味があり、韓国特許庁は、今後もグリーン技術関連の知的財産を創出に向け、様々な政策的支援を行っていく方針だ。

2-4 海外における韓国伝統商品名称商標の保護が強化される

韓国特許庁(2012. 8. 14)

米国・日本・欧州でマッコリやシッケ(韓国式の甘酒、アルコールは含まれていない)など、韓国伝統商品の商標保護が画期的に改善されると期待される。

韓国特許庁は、最近、米国・日本・欧州の特許庁(商標庁)と「共同認定商品リスト事業」を推進し、焼酎、スジョンガア、サムゲタン、カトゥギ、テコンドー服などの 40 件を相手国から全会一致の賛成を受け、4 ヶ国が公式的に認定する商品リストに登録す

ることで合意したことを発表した。

したがって、米国・日本・欧州の商標審査官が韓国の伝統商品に関する情報不足を理由に韓国人出願人の商標登録を拒絶する事例は発生しないと期待されている。

韓国特許庁商標デザイン審査局の李ジュンソク局長は、「これまで、韓国でのみ使用されていた商品名称を国際出願書に記載する際に発生していた米国、日本、欧州審査官の拒絶通知を大幅減らすことが出来る」と予想し、「結局、米・日・欧州における商標出願の審査が速やかに行なわれるほか、外国代理人選任費用を節約できるため、国際出願におけるコスト削減の効果がかなり大きい。」と期待を示した。

商標分野 5 大強国の会議体制である TM5¹が発足し、各国特許庁が推進している「4 ヶ国共同認定商品リスト事業²」を推進しているが、これは、韓国・米国・日本・欧州が商標審査で共通で認められる商品及びサービス業のリストを事前に構築し、出願者がそのリストに含まれている商品名称を出願書に記載して相手国に国際出願した場合、審査過程で拒絶通知なしに認められるようにする事業だ。

韓・米・日・欧州特許庁(商標庁)は、毎月それぞれ 37 件の新規商品名称を相手国に提示し、審議を経て全会一致で承認された商品名称は、4 ヶ国共同認定商品リストに掲載する。

韓国特許庁は、今後も持続的に韓国の伝統商品の名称と韓国固有の商品・サービス業を積極的に発掘し、4 ヶ国共同認定商品リストに登録することで、韓国企業が海外で商標権をより手軽に、素早く保護できるように米国、日本、欧州特許庁(商標庁)との協力を強化していく方針だ。

韓国特許庁の提示で、今回に新規登録された商標名称 40 件と、今後追加される商品の名称は韓国特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)で確認できる。

米国、日本、欧州に商標を出願したい企業・出願人は、相手国が認める共同認定商品リストを活用すれば、より手軽に商標を保護することができる。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 「漸く佳境に入る」サムスン対アップルの特許侵害訴訟

デジタルタイムズ(2012.8.6)

サムスン電子とアップルの間で繰り広げられている特許侵害合戦が「漸く佳境に入っ

¹ TM5(Trademark Five) : 商標制度に関する商法情報の交換及び協力事業を通じて商標制度の改善及び調和(harmony)を目指し、韓国・米国・日本・中国・欧州(OHIM)で構成された商標分野 5 大強国の会議体制

² 中国は、現在参加していない

ている」模様だ。サムスンは、西堀晋氏の証人申請を裁判所が採用しているなか、証拠採用を却下された資料をメディアにリークした。裁判所とアップルが直ちに反発の声を強めており、今後の成り行きに注目が集められている。

31日の午前、米カルフォルニア州のサンノゼにある連邦地裁で、サムスン電子とアップルの特許侵害の事件事件本案訴訟 2 日目の審理が行なわれた。

サムスンは、この日、証拠採用を却下された資料をメディアにリークし、波紋が広がっている。サムスンがリークした資料には、西堀氏が「(アップルのデザイン責任者)ジョナサン・アイブの指示を受けて、ソニーのように(like-sony)デザインした」という発言が盛り込まれているという。

これを受けて、アップルの法律チームは直ちに「卑劣だ(contemptible)」と非難した。ルーシー・コウ(Lucy Koh)判事もサムスン側に説明を要請し、「誰が原稿を作成し、法律チームの誰がそれを容認したか」を明確にするように求めた。

サムスン側は、「裁判所がサムスンの証拠を除外したのは、アップルが陪審員団に対して不正確な弁論をするのは認めながら、サムスンが事件の全末(full story)を公開することは防ぐことになる。採択されなかった資料は、サムスンがアップルのデザインを模倣しなかったことを裏付ける証拠になっている」と主張した。

これに先立ち、裁判所は、サムスン側の要請を認めて西堀前アップルデザイナーの証拠を証拠物として採択した。

サムスンはこれまで、アップルは、2006年ソニーデザイナー数人のビジネスウィーク誌と行なったインタビューを読んだ後、 아이폰のデザイン方向を決めたと主張してきた。すなわち、アップルのデザインがアップル固有のものではないという意味だ。当時のインタビュー内容と初期 아이폰デザインの開発に参加した西堀デザイナーの証言を法廷で確認すべきだと要請してきた理由だ。こうしたサムスンの要請に裁判長であるルーシー・コウ判事は、サムスンが西堀氏の証言を機能性(functionality)の立証に使えとコメントした。

しかし、西堀氏側の弁護士は、証人召喚状に対し、現在西堀氏がサンノゼ裁判所から 200 マイルも離れているハワイで居住していること、健康の悪化などを理由に出席を拒んでいるため、西堀氏の証人出席はできるかどうかはまだ定かでない。

<金ユジョン記者>

3-2 サムスン - アップルの特許合戦、韓国ではサムスンが有利?

電子新聞(2012. 8. 6)

サムスン電子が「ホームグラウンド」でも勝利できるのか。

韓国での法律事務所同士の対決ということで注目が集められているサムスン電子とアップルの勝者が 10 日決まる。

今回の判決は、今月末にアップルの「ホーム」の米国より先に下される判決であるため、韓国の決定に情報通信技術業界が注目している。結果によっては韓国内での特許紛争はもちろん、米国などの海外特許訴訟にも影響を及ぼすとみられる。

ソウル中央地方裁判所の民事 11 部は、10 日の午前 11 時、サムスン電子とアップルが相互提起した特許権侵害禁止の請求訴訟等に関する公開判決を行う予定だ。

サムスン電子は、昨年 4 月に、アップルが△データ伝送時の受信誤謬を軽減させる WCDMA 通信標準特許、△携帯電話端末をデータケーブルで PC とリンクさせ、PC との無線データ通信を可能にする特許等を侵害したと提訴した。

アップルは、サムスン電子から提訴された 2 ヶ月後の 6 月、スマートフォンのデザイン、バウンディング、ロック解除などに関する特許を侵害したとして反訴した。

ソウル中央地裁民事 11 部は、この 1 年間、20 回にわたる審議を主宰した。サムスン電子とアップルは、裁判所において相手の特許侵害の事実を集中的に攻撃する一方、自社が特許を侵害したという主張に対しては特許として認められない技術だと反論してきた。サムスン電子は法務法人「広場」と「律村」、アップルが「金&張」をそれぞれの法律代理人に起用している。

当初は、今年 3 月に判決が下されると予想されていたが、裁判所が定期人事移動を理由に担当判事を交代して延期された。

10 日の判決は、サムスン電子の本社がある韓国での初判決だということで注目されている。裁判所がサムスン電子に軍配を上げると、サムスン電子はアップルへの攻勢をさらに強めると予想されている。

両社の特許紛争は、世界各地で繰り広げられているため、サムスン電子に不利な判決が言い渡された場合、その波及はより大きくなると予想されている。

韓国の裁判所が自国企業ではなく、米国企業に有利な判決を言い渡せば、国内だけでなく、米国などの外国メディアも大きく報じる可能性が高い。本案訴訟の審理に参加している米国の陪審員にも間接的な影響を与えかねない。

韓国のある弁護士は、「裁判所の決定によって、両事務所は悲喜交々するだろう。ただ、事案の性格上、判決に負担を感じた裁判所が弁論補完を理由に最終宣告を延期する可能性も排除できない」と述べた。

<李ホジュン記者>

サムスン電子 - アップルの韓国特許訴訟の日程

日付	内容
2011 年 4 月 21 日	サムスン電子、特許侵害であるとしてアップルを提訴
2011 年 6 月 3 日	ソウル中央地裁民事 11 部、初の審理を主宰

2011年6月23日	アップル、特許侵害を理由にサムスン電子を反訴
2012年8月10日	ソウル中央地裁民事11部、宣告公判を予定

(資料：業界集合)

3-3 サムスン - アップル、通信特許の審理が本番入り

デジタルタイムズ(2012. 8. 6)

サムスンとアップルの特許訴訟が本格化しているなか、来週からは、サムスンの通信技術をアップルが侵害したかどうか争点になりそうだ。しかし、サムスンの特許主張は、専門家ではなく一般人で構成された米国の陪審員制度下では「劣勢」を強いられるという声が浮上している。

7日の外国メディアの報道によると、早ければ来週から米国における特許本案訴訟で、サムスンの通信技術の特許侵害の有無が問われる予定だ。

序盤ではアップルのデザイン特許侵害の有無が集中的に問われていたが、来週からはサムスンが主張している特許技術特許侵害についての検討に入る。

サムスンが侵害事実を主張している通信技術特許は、制御情報信号の伝送時の誤謬を軽減させる符号化技術など、全て4件だ。その技術は標準特許であり、どのスマートフォンメーカーも採用している技術だ。

アップルは、通信技術の特許侵害事実を否定しているほか、該当の技術が「FRAND(企業の特許が技術標準になった際、他企業がロイヤルティを支払って使用できる規定)」条項により、排他的な使用権を主張できないと主張している。

問題は、米国の訴訟が一般人で構成された陪審員の判断によって決定されるということだ。現在、米国の本案訴訟に選ばれた陪審員は、男性7人と女性3人で、都市の勤労者、社会福祉者、エンジニア、ビデオゲーム開発者、無職など、様々な職業に属している。専門家の間では、通信技術特許侵害の場合、技術的な知識が必要であるため、一般人がそれを十分に理解できるか疑問視する声もある。

通信業界の関係者は、「米国の陪審員制度がアップルのデザインについては民主的な方法に成り得るかもしれないが、サムスンの通信特許のような技術的な紛争には不適切ではない可能性がある」と懸念を示した。

一方、サムスンとアップルは、6日の米国連邦裁判所で行なわれた審理において、デザイン特許の攻防を続けた。米国ペンシルベニア大学の Peter Bressler 教授は、アップル側の証人として出席し、「サムスン電子の幾つかのスマートフォンとタブレット PC 2台がアップルと酷似している。」と陳述した。一方、サムスン電子の最高戦略責任者(CSO) Justin Denison は、「我々(サムスン)は、ただ市場で競争したかっただけだ。可能な限り、多くの消費者に最新の商品を提供しようとしたただけだ」と主張した。

<金ユジョン記者>

3-4 アップル、サムスンだけでは物足りない？

電子新聞(2012.8.7)

アップルがサムスン電子だけでなく、韓国のスマートフォン業界全体を巻き込んだ訴訟合戦を繰り広げていく姿勢を示している。

アップルの子会社である知的財産権専門会社「ROCKSTAR BIDCO LP」がサムスン電子やLG電子、パンテックなどに自社特許を侵害したとしてクレームを申し立てた。

7日の関係業界によると、韓国のスマートフォンメーカー3社は、ノーテルの特許6000件を買収したROCKSTAR BIDCOから、このような内容を通知されたことが確認された。

アップルがサムスン電子を相手取り、9ヵ国で特許合戦を繰り広げているなか、子会社まで動員して韓国のスマートフォンメーカーを圧迫している。

ROCKSTAR BIDCOは、韓国企業がWi-Fi、動画再生などに関する特許を侵害したと主張している。

ROCKSTAR BIDCOは、昨年、アップルがマイクロソフトなどと共に45億ドルでノーテルの特許約6,000件を買収し、設立した知的財産権専門会社だ。無線ネットワーク、半導体、インターネット技術などに関するノーテルの特許を確保しているため、スマートフォンメーカーだけでなく、韓国の電子業界全体が狙われかねない。

ROCKSTAR BIDCOは、アップルとマイクロソフト、EMC、エリックソン、リサーチモーション(RIM)、ソニーなどが共同で構成したコンソーシアム企業であり、アップルが58%の持ち分を保有している。

韓国のスマートフォンメーカーの関係者は、「ROCKSTAR BIDCOが特許を侵害したと通知してきたのは確かだが、実際に特許を侵害したかどうかは、まだ把握されていないため、状況を見守っている。」と述べた。

<金インスン記者>

3-5 スマートフォン業界、特許管理会社による特許訴訟合戦が拡大

電子新聞(2012.8.8)

グローバル特許管理会社(Patent Troll)の強力な攻め込みで韓国の携帯端末業界が揺さぶられている。

目まぐるしく変化するスマートフォン環境の下で生き残りをかけて、ロング・ターム・エボリューション(LTE)携帯電話端末分野での主導権確保に奮闘している韓国企業が、特許訴訟合戦に足を引っ張られる可能性がある」と懸念の声が強まっている。

特許管理会社は、アップルやノキアなどの競合会社とは違い、反訴でクロス・ライセ

ンスに合意する可能性がない。巨額のロイヤルティを支払う状況に追い込まれないためには、戦略的な対応を準備する必要がある。

◇巨大化する特許管理会社の脅威 = **Inter Digital**・**Intellectual Ventures**・**FlatWorld Interactives**・**Rockstar Bidco** など、**パテント・トロール**と呼ばれる特許管理会社(**NPE: Non-Practising Entity**)が、韓国企業を対象に攻勢をかけ始めた。生産・販売を行わず、特許権の買収と行使だけで収益を得ている特許管理会社は、現在 **400** 社に及ぶ。

代表的な特許管理会社である **Inter Digital** は、**2006** 年からサムスン電子と **LG** 電子を相手に特許訴訟を提起してロイヤルティを受け取っている。パンテックも **Inter Digital** と **Intellectual Ventures** に特許使用料を代価に持ち分を売った。

最近では、**FlatWorld Interactives** が米国のデラウェア地裁で自社のタッチ技術の特許を侵害したとして **LG** 電子を相手に訴訟を提起した。アップルが筆頭株主の **Rockstar Bidco** は、サムスン電子、**LG** 電子、パンテックが **Wi-Fi** や動画再生技術の特許を侵害したと主張している。

チェジヨングク国際特許法律事務所のチョン・ウソン弁理士は、「合意や賠償金で収益を上げている特許管理会社に勝つ手はない。通信・映像・ソフトなど、**ICT** 技術が集約されていて、技術変化のスピードも速いスマートフォン関連の特許紛争は、今後、さらに増えるだろう。」と予想している。

◇**LTE** 特許を狙った攻勢がスタート = 特許管理会社が最近注目しているのは、**LTE** 技術分野だ。**2G**・**3G** とは異なり、**LTE** は、現在成長段階に入っている市場であるためだ。

韓国特許庁が **4** 月調査した結果によると、**Inter Digital** が韓国で出願した **LTE** 標準特許候補技術は **321** 件に達している。そのうち **118** 件は登録済みだ。約半分の **160** 件は審査待機中にある。

Inter Digital は、米国と日本にもそれぞれ **618** 件、**155** 件の特許を出願しており、そのうち **77.8%** と **55.5%** が審査手続きを行っている。

今年の年末からは特許管理会社による **LTE** 技術特許の攻勢が強まると予想されている。韓国特許庁ネットワーク審査チームの金・ビョンウチーム長は、「特許管理会社と韓国 **ICT** 企業の攻防戦は **LTE** 市場の活性化と相まって激しさを増していくだろう」と予想した。

◇対応策作りが急がれる = **2006** 年以降、**Inter Digital** の毎年の収益のうち、最も高い割合を占めているのは、サムスン電子と **LG** 電子などの韓国企業からのロイヤルティだ。**LTE** スマートフォン事業に力を入れている韓国企業が特許攻勢にきちんと備えるべき理由だ。

業界は、特許管理会社が主張する特許侵害の大半は、一方的な内容が多いので冷静で客観的な対応戦略を維持することが重要だと口を揃えて強調する。特許交渉において相手の特許を安易に認めるミスは犯してはならないという指摘だ。

携帯電話端末業界の関係者は、「特許管理会社が普通の事案を問題化し、自社に有利な

方向に持って行く事例が多く見られている。十分な検討と分析で、きちんとした対応戦略を立てるべきだ。」と述べた。

一方、攻撃のきっかけを与えないためには、特許と標準化競争に一層の力を入れるべきだという指摘が出ている。特許専門家は、「特許管理会社は、A という技術を出願する際、同時に A-1、A-2 のように類似特許技術を出願して隙間を無くしている。」と説明する。

知識経済部の李・ヒョンウ次世代移動通信プログラムディレクター(PD)は、「大企業は、基盤技術の確保に力を入れて先手を打つ必要がある。比較的に交渉力の低い中小企業のためには、政府が特許紛争予告システムを強化するなど、常時的な支援システムを設けるべきだ」と強調した。

<李ホジュン記者><金インスン記者>

3-6 ソウル中央地裁、サムスン対アップルの特許訴訟判決を突如延期

電子新聞(2012. 8. 9)

10日に予定されていたサムスン電子とアップルの韓国における特許訴訟判決の宣告が24日に延期された。

ソウル中央地方裁判所の民事11部は、9日に予定されていた訴訟判決宣告期日を24日午前11時に延期した。先日の審理内容を最終的に整理し、判決文を補完させるためだという。

民事11部は、昨年4月と6月にサムスン電子とアップルがお互い特許を侵害したとして訴訟を提起したことを受け、20回以上の審理を主宰してきた。民事11部は、当初10日の午前11時に判決宣告すると予告したが、この日、突如日程を延ばし、3月にも裁判所の定期人事を理由に審理日程を先送りした。

判決を1日前に控えた時点で再び日程が延期されたことは、裁判所が事案の影響力を考慮し、判決を先送りしているのではないかという分析も出ている。最近、米国で進められている両社の訴訟結果が出た後に韓国での判決を下す狙いもあるとの見方もある。

米国カリフォルニア州の北部地方裁判所は、先月30日から両社の特許本案訴訟審理に入り、21日に最終的な審理を終える予定だ。

<李ホジュン記者>

(※ジェトロ注：関連ニュースをHPで掲載しております。8月24日付けの記事をご参照ください。)

3-7 特許審判院、「SKイノベーション対LG化学の2次電池特許訴訟」でSKイノベーションに軍配を上げた

韓国特許庁(2012. 8. 10)

□ 特許審判院は、LG 化学の 2 次電池セパレーターの特許を無効と決定

○ 韓国特許庁の所属機関である特許審判員は、8 月 9 日、LG 化学の 2 次電池セパレーターの特許(特許第 775310 号)についての無効審判*において、審判請求人である SK イノベーションの無効主張を認め、LG 化学のセパレーター特許の無効を決定したと発表した。

*2011.12. 9. LG 化学は、SK イノベーションが自社のセパレーター特許を侵害したとして特許侵害訴訟を提起し(ソウル中央地裁 2011 イ合 130851 号、現在継続中)、SK イノベーションが 2011.12.20.にそれに反訴し LG 化学のセパレーター特許について無効審判を請求したものの。

○ 今回、問題となった LG 化学のセパレーター特許は、従来のセパレーターに塗布された活性層の気孔構造を利用したことで、これまでのセパレーターより熱収縮と電気的な短絡が発生しないため、電池の性能と安全性を改善した技術として知られており(別添 1 を参照)、LG 化学は、「SRS(安全性強化セパレーター)」という名前で 2 次電池に採用し、携帯端末メーカーであるモトローラー、ソニーエリクソンやノートパソコンメーカーの HP、自動車メーカーの現代起亜自動車、GM、ルノ、フォードなどに販売しているか販売を準備していた。

○ 特許審判院が無効を宣言した理由は、特許のコア技術であるセパレーターに塗布された活性層気孔構造についての特許請求範囲が広すぎるため、先行技術に開示されたセパレーターの気孔構造を一部含み、効果面においても電池の性能と安定性を改善した一部の効果からも大きな差が見られないため、LG 化学の特許が先行技術における新規性を否定したことになる。

—LG 化学の特許が無機物粒子の種類と大きさ、無機物の粒子とバインダー高分子の造成比を調整し、優れた気孔構造を持つ活性層を開発したとしても、特許の請求範囲第 1 項には、特別にその技術の範囲を限定してはいないなど、その請求範囲が広すぎるうえ、一部の請求範囲には、先行技術と同一範囲の無機物粒子の種類、大きさと無機物の粒子とバインダー高分子の造成比が開示されている。

□ 特許審判院の黄ウテック院長は、「新規性・進歩性の判断対象は、特許明細書に記載された特許請求範囲であり、LG 化学の特許もその特許請求範囲を基準に先行技術に開示されたセパレーターと比較した結果、一部の構成が先行技術のセパレーターと同一であったため、その新規性が否定されただけであり、LG 化学が現在生産・販売している「SRS」セパレーターが先行技術のセパレーターと完全同一だと判断したわけではない。」と述べた。

□ 今回の無効決定は、2 次電池市場が急成長しているなかで、大企業間の特許紛争に対し専門機関である特許審判院が下した判断であるという点で意義がある。

○ 2 次電池は、使い捨ての 1 次電池とは異なり、充電して再利用ができ、携帯電話の

端末やノートパソコンなどに主に採用されており、ハイブリッド自動車や電気自動車の本格的な普及に伴い、その需要が急増すると予想されている。今回の特許紛争では、自動車市場におけるシェア争いとその背景にあったと解釈できる。

- セパレーターは、2次電池のコア素材として利用されており、正極と負極が接続して短絡することを防止し、イオンの通路としての役割をしている。世界におけるセパレーター市場は、2009年から2011年までの3年間、年平均29.1%も成長し、2012年にはその規模が1兆2千億ウォンに達すると予想されている。

- 関連メーカーは、2次電池分野が成長産業として浮上することを受け、市場のシェアを広げるため、法的・技術的に激しい攻防を繰り広げており、今回の決定は、2次電池のコア技術をめぐって韓国屈指の大企業同士での争いに特許審判院が下した判断として注目される。

- 今回の審判は、今後韓国企業が強い特許を確保するためには、先行技術調査の強化および特許請求範囲の作成への投資拡大が重要だという教訓を示した。

- 新市場創出につながる革新的な製品と評価された韓国企業開発のMP3プレーヤー(1997年)や、平地でも自らの推進力で進行する「S-ボード」(2003年)なども市場で高く評価されたが、商品を保護する特許権がきちんと設定されておらず、市場で模倣品が現れて結局倒産してしまった。

- 企業が強い特許権を確保するためには、商品の開発段階から特許情報を明確に分析し、市場を念頭に置いた戦略的な研究開発(R&D)計画を確立し、研究開発が終了した後も特許出願する際に改めて特許情報を検討し、特許請求範囲に権利が設定されているかを徹底に検証することが何より重要だといえる。

- ー迅速に特許権を得ることも大事なことであるが、強く適切な特許権利を確保することが市場での企業の運命を左右する鍵となるからだ。

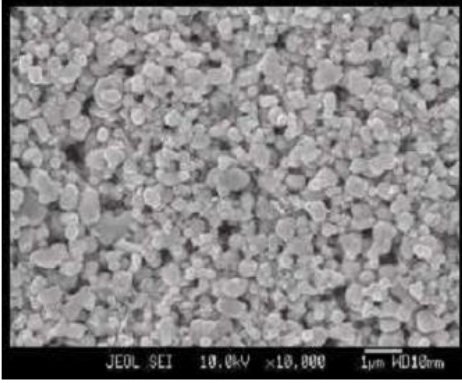
- LG化学のセパレーター特許についての無効確定は、特許裁判所と最高裁判所の判断を見守る必要がある。

- 今回、特許審判院の無効審決があったものの、特許権者であるLG化学は、特許裁判所に無効審決の取り消し訴訟が可能であるため、セパレーター特許についての無効確定は、特許裁判所と最高裁判所の判断を見守る必要があり、最高裁判所にまで行くと、1,2年程度の時間がかかると予想されている。

- また、今回の審決は、LG化学の特許が基本的に先行技術より新規性と進歩性がないと判断したわけではなく、LG化学特許の特許請求範囲があまりにも広く作成されているため、先行技術が含まれていたという判断なので、LG化学が特許審判院に訂正審判を請求する可能性も残っており、2次電池についての特許紛争はしばらく続くと思われる。

<別添1>

セパレーターの特許(第775310号)の主な内容

<p>特許請求範囲 (第1項)</p>	<p>(a) ポリオレフィン系列のセパレーターを記載;及び(b)上記記載の表面及び上記記載に存在する気孔部の一部で構成された群から選択された1種以上の領域が無機物粒子及びバインダー高分子の混合物でコーティングされた活性層を含める有/無機複合多孔性セパレーターであり、上記活性層は、バインダー高分子によって無機物の粒子の間が連結及び固定され、無機物粒子の間隙容量(interstitial volume)により、気孔構造が形成された事が特徴の有/無機複合多孔性セパレーター</p>
<p>技術的特徴</p>	<p>活性層に無機物粒子の間隙容量(interstitial volume)により、気孔構造が形成され、安定性(高温で熱収縮が起きず、短絡しない)及び電池の性能(リチウムイオンの円滑な移動が行なわれる)が向上</p>
<p>図面</p>	<div style="text-align: center;">  <p>JEDL SEI 10.0kV x10,000 1µm HD10nm</p> <p><活性層の顕微鏡写真></p> </div>

3-8 LG 電子の LED 商品、米国向け輸出停止の危機が解消

電子新聞(2012. 8. 12)

米国における LG 電子とオスラムの発光ダイオード(LED)特許紛争で、LG 電子が局面を変えるチャンスを迎えた。テレビやモニターなどの LED 製品の対米輸出中断の危機が解消されたといえる。

関連業界によると、米国国際貿易員会(ITC)は、12日、LG 電子のオスラム LED 特許侵害による輸入差し止め対象品目に LED パッケージだけを指定し、テレビやモニターなどは除外したという。今回の決定は、7月に ITC が下した特許侵害判定に続く後続措置として輸入禁止対象品目を決めたものだ。

6月にオスラムが LG 電子と LG イノテックを相手に提起した訴訟では、オスラムに軍配が上がった。特定構造の蛍光体を採用したオスラムの白色 LED 関連特許を LG 電子の LED パッケージが侵害したと判定した。

そのため、問題となった LED パッケージだけでなく、それを採用した LG 電子のテ

テレビやモニターなども対米輸出に打撃を受けるのではないかと懸念されていた。しかし、ITC は、部品と最終製品を分離した。部品である LED より、最終製品の技術的価値や価格などが高いため、最終製品まで輸入禁止することは、特許権者の過度な保護になり、公平ではないとして、特許を侵害した LED パッケージの輸入は禁止しても最終製品は除外する決定を下したのだ。

LG 電子が被る被害は、事実上、皆無になるとみられる。輸入禁止にされた LED パッケージは、一部に限られており、米国に直接輸出していない。また、テレビ・モニターなど、主力の最終製品の輸出停止のリスクも無くなった。

LG 側は、「合理的でバランスの取れた判断」だと歓迎した。6 月にドイツのハンブルク裁判所でオスラムに敗訴したため、米国の ITC でも敗訴すれば、被害が大きくなると予想されていた。今回の判決でオスラムの攻勢に反撃するチャンスを得たと分析できる。LG 電子は、ITC にオスラムを反訴したことがある。

オスラムの LG 提訴の最終判決は 11 月に行なわれる予定だ。グローバル照明メーカーであるオスラムは、LED が次世代光源として浮上すると、LG 電子やサムスン電子などを相手に訴訟を提起した。新規参入者を牽制する目的で、昨年 6 月からドイツ・米国・韓国など、世界で 1 年以上も攻防を続けている。

LG 電子は、オスラムに強硬姿勢で対応している反面、サムスン電子は裁判での争いを止めることを決めた。サムスン電子とオスラムは 11 日、LED 技術関連訴訟の全てを取り下げることで合意した。両社はさらに、「クロスライセンス契約」も今月末に締結する計画だ。和解金や技術使用料などの具体的な内容は公開されていない。オスラムとの訴訟で、強硬な姿勢を示してきたサムスン電子は、「不毛な訴訟合戦よりは、相互がウィンウィンできる協力関係を構築したい。」とその理由を述べた。

オスラムは、6 月に韓国 LED メーカーのルメンスと特許使用契約を締結した。オスラムと韓国企業間の相次ぐ合意が、LG 電子とオスラムの争いに影響を与えるかどうかに関心が集められている。

<伊ゴンイル記者>

日付	概要	内容
2011 年 6 月	オスラムが ITC に LG 電子・LG イノテックを提訴	特許侵害を主張し、部品・最終製品の輸入差し止めを申請
2012 年 7 月	ITC、特許侵害の有無を判定	LG のオスラム特許 1 件を侵害、1 件を非侵害
2012 年 8 月	ITC、輸入差し止め対象を判定	特許を侵害した一部の LED パッケージの輸入を禁止し、テレビ・モニターなどの最終製品は禁止対象から除外
2012 年 11 月	ITC、最終判決の予定	最終判決

日付	概要	内容
2011年6月	オスラム、ドイツ・米国でサムスン電子を提訴	特許侵害訴訟を提起
2011年7月	サムスン、米国・韓国でオスラムを提訴	輸入差し止め及び特許侵害訴訟を提起
2011年8月	オスラム、韓国で特許無効審判を提起	LED 特許の無効を主張
2011年8月	オスラム、韓国で損害賠償請求を提起	特許侵害禁止及び損害賠償を主張
2012年5月	特許審判員、オスラム特許の無効を審判	サムスンの無効主張を認め、オスラムの白色コンバージョン特許2件を無効化
2012年8月	サムスン - オスラムの訴訟取り下げに合意	相互の特許使用契約を締結

3-9 ノキアの特許売却、韓国メーカーに飛び火する可能性も

電子新聞(2012. 8. 13)

ノキアが特許売却を通じて現金確保に乗り出した。ノキアの特許を買収した特許管理会社が韓国メーカーを狙う可能性が高くなり、懸念の声が高まっている。

13日の韓国特許庁と業界によると、最近、ノキアが米国の特許管理会社ブリンゴ(Vringo)に売却した約500件の特許に、韓国特許庁に登録された3G WCDMA標準特許なども含まれているという。

スマートフォン市場でサムスンとアップルに押され、存亡の危機に立たされているノキアは、これまで蓄積してきた通信特許を売却し、現金を確保している。ノキアは、通信分野で長らく技術を育んできた企業だ。通信特許が特許管理会社の手に入ると、韓国の携帯電話端末メーカーに少なからずの脅威となる。

ノキアは、ブリンゴに2G、3G、4G技術など500件の特許と特許出願中の技術を売却した。ブリンゴは、この特許で2200万ドル以上の売上げを創出し、このうち35%をノキアが持っていく契約を締結した。すでに約400社の特許管理会社は、韓国の携帯電話端末メーカーを相手に特許攻勢を強めており、ブリンゴによる特許訴訟可能性も排除できない。

米国と韓国に登録されたノキアの特許は、「通信システムで再配置」技術で、プロトコール終端点の再配置に関するものとして、3G通信に広く使用されている技術であると知られている。

Tech IPMの李グンホ代表(米国の弁理士)は、「ノキアが相次いで米国とカナダの特許管理会社に特許を売り、特許戦争を支援する戦略を取っている。ブリンゴに売却した技

術の中では特に、韓国特許庁に登録された 3G WCDMA 標準特許に注目している。」と説明した。

崔ジョングク特許法律事務所の鄭ウソン弁理士は、「企業が特許資産を売却する目的は、現金確保や特許維持費用の負担低減などがあり、事業部を売却する際に、関連特許も売る事例がある。ノキアが売却する特許件数が多いほど、韓国企業を攻撃できる特許が含まれてくる可能性が高くなる。」とコメントした。

＜金インスン記者＞

3-10 サムスンのアップルへの反撃カード「フランド」とは？

デジタルタイムズ(2012. 8. 13)

サムスンとアップルの間で繰り広げられている特許訴訟がアップルのデザイン特許侵害に対する攻防からサムスンの技術標準特許侵害に対する攻防に移る。

12日の関連業界によると、今週からの米国における本案訴訟でアップルがサムスンの特許技術特許権を侵害したかをめぐり、激しい攻防を繰り広げるとみられている。

サムスンは、4月にアップルを相手取って米国カルフォルニア州の北部地方裁判所に8つの特許訴訟を提起した。

サムスン電子が問題視している特許8件の主な内容は、△強化されたアップリンクデータ伝送のためのデータチャネルを支援する移動通信システムに予約されていない伝送を行なうための方式及び装置、△移動通信システムからアップリンクパケットデータサービスの信号制御情報を伝達する方式及び装備、△ボリュームコントロールボタンを使って外部のオーディオ再生装備のボリュームを調整する機能などだ。

そのうち2つは、通信標準特許として、フランド(FRAND, Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory、公正かつ合理的な特許権の使用)規約に含まれている。

フランド規約は、欧州電気通信標準化機構(ETSI)が制定した特許技術仕様に関する条件のことだ。この条件によると、必須技術の独占を防止するため、標準技術の所有者と交渉をし、一定の使用料を支払うことで該当技術を使用できるようにしている。特許権者が無理な要求をして競合他社の生産を妨げ、産業技術発展のネックにさせないための規約である。

サムスン側は、アップルは通信市場に参入するために自社技術を使用し、現在もアイフォンの製品に採用しているが、正当な費用を支払っていないと主張している。

一方、アップルは、一部の商品対しては通信技術特許を否定している一方、サムスンが求めている標準技術のロイヤルティが高すぎると主張している。

外国メディアによると、アップルは、サムスン電子が1台当たり2.4%を要求した3G通信技術特許料は、0.0049ドル(約5.6ウォン)に過ぎないとコメントした。

一方、9カ国で進められているサムスンとアップルの特許訴訟でサムスンの通信特許

に関する意味ある前例を残したのがドイツとオランダだ。両国でサムスンとアップルは1勝1敗の判決結果を得た。

オランダ裁判所は、サムスンがアップルに求めている標準特許のロイヤルティ費用は、非合理的であり、フランド規約を違反したとして、サムスンの仮処分申請を認めなかった。

ドイツのマンハイム地方裁判所で11月14日に開かれた本案訴訟では、アップルが一部の製品に採用した部品に対し、特許侵害判決を下した。当時裁判所は、特許使用者の交渉姿勢を強調する判決を言い渡した。

裁判所は、1989年フィリップスが「オレンジブック」というCRローム関連の標準特許でSKカセテン(SK Kassetten)に勝訴した事例を挙げ、使用者が特許所有者に先にライセンスを要請し、適切なロイヤルティを支払うか、事前に預ける場合のみ販売禁止を避けられると判決した。つまり、フランド条件を適用しても特許使用者であるアップルがより積極的に交渉に臨むべきだという立場だ。

マンハイム裁判所は、昨年11月4日、モトローラーがアップルを相手に提起した通信標準特許訴訟でもアップル製品の販売差止め処分を下し、2003年4月19日以降、アップルが侵害したモトローラーの損害賠償を命令したことがある。

<金ユジョン記者>

3-1-1 米国裁判所、特許訴訟からサムスンのスマートフォン3種類を除外

デジタルタイムズ(2012.8.15)

サムスン電子とアップルが米国で訴訟合戦を繰り広げているなか、米国裁判所がサムスンのスマートフォン3種類を特許訴訟対象から除外した。一方、裁判所は、サムスンが求めた証人を採択しないことを決めた。

14日の主要外国メディアによると、米国カリフォルニア州北部地方裁判所のルーシー・コウ裁判官は、サムスン電子のスマートフォンモデル3種類を今回の特許訴訟審理から除外することを決めた。今回の決定でサムスンは、小さな勝利を手に入れたといえる。

今回の審理で除外されたスマートフォンは、「ギャラクシー・エース」、「ギャラクシー S i9000」、「ギャラクシー S2 i9100」の3種類だ。コウ裁判官は、その日、「この3種類は、米国で購入可能ではあるものの、サムスン電子が直接米国内で販売していない」と除外の理由を説明した。アップルは、該当のスマートフォンがアイフォンの見た目と操作感(look and feel)などが同じだと主張し、提訴した。

この決定を受け、現地のメディアは、サムスンが小さな勝利を収めたと評価した。アップルは、サムスン電子のスマートフォン20モデルとタブレットPCモデル2つの特許及びデザインの侵害を主張している。このうち、ギャラクシー S i9000 は、アップルが特許権侵害を主張する時に最もよく取り上げてきたモデルだ。

その日、米国裁判所は、アップルの主張を認め、サムスン電子の朴ヒョンシンデザイナーの証人採択要請は採択しなかった。朴ヒョンシンデザイナーがデザインしたサムスンの携帯端末「F700」を裁判所が証拠として採択しなかったという理由からだ。

朴ヒョンシン氏は、「F700」端末デザインを主に手掛けたデザイナーだ。サムスン電子は、「F700」が 아이폰 と見た目が似ているが、 아이폰 が発表される前の 2006 年にすでに開発していたとして、 아이폰 を模倣しなかったという主張を裏付けている。

アップルは自社デザインの特許侵害と関する訴訟を進めている製品のうち、F700 は含まれていないため、朴ヒョンシン氏はこの裁判と関係がないと主張した。

一方、アップルは、この日の審理で陪審員に提出した資料を通じて、サムスン電子が米国市場でスマートフォンとタブレット PC の売上高 304 億ドル(約 34 兆ウォン)のうち、4 分の 1 以上が 아이폰 とアイパッドの特許を侵害して得たものだと主張した。アップルは、サムスン電子が 2010 年中盤から今年 3 月まで米国市場で 8700 万台以上のモバイル端末を販売したと付けくわえた。

<金ユジョン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

その他一般

5-1 太陽で暑さ対策

韓国特許庁(2012. 8. 1)

気温が毎日 30 度を超える猛暑が続いているなか、暑さ対策として機能性帽子が注目を集めている。

韓国特許庁によると、帽子関連の特許出願は、2007 年から 2011 年まで 704 件となり、毎年、約 140 件の特許が出願されている。このうち、夏場に使える機能性帽子の出願は、平均 42 件と、約 30% を占めている(添付 1, 2 を参照)。

肌の露出が多くなる夏場に、個人が使用しているなかで不便に感じた部分を改善しようという利便性と機能性を高めたアイデアが商品化され、特許出願につながった。

機能性帽子と関連しては、大きく、頭を冷やす「冷却帽子」と、日差しを遮りながら通気性まで兼ね備えた「ひさし帽子」の 2 種類の特許が出願されている。

猛暑対策に有効な冷却機能付き帽子は、6 件程度が毎年出願されている。顔に風を送

ることで暑さを冷やしたり、帽子のクラウン部分に冷却水を供給したりして脳の温度を下げ、涼が取れるような仕組みとなっている。

2011年、米国の睡眠医学学会でピッツバーグ大学医学部のエリック・ノフギンガー (Eric A. Nofzinger) 教授は、「冷却帽子」を被って額に冷や水を循環させることで脳の温度を下げると、健康と睡眠に役立つという研究結果を発表したが、それだけ冷却帽子が猛暑対策として効果があるということだ。

冷却帽子に関しては、いくつかの技術分野を中心に特許が出願されている。

ひさし部分に取り付けられた太陽光電池パネルから電源を供給し、頭や額に接触するバンドを冷却することで頭を涼しくする「太陽光電池冷却帽子」や帽子のサンシェードに取り付けられた太陽光電池や乾電池を利用して送風機を作動し、帽子の内部に風を吹き込む「エコ扇風機付き帽子」もある。

帽子内部の額部分に凍らせた冷却帯が入られるように工夫した「冷却帯帽子」、帽子内部に氷や冷媒パックを付着した「アイス帽子」などがある。

毎年、約36件が出願されている日差し遮断帽子には、「網帽子」がある。本体に網のカバーをつけて顔全体を覆うことが出来るので、炎天下の海辺や田畑での活動にぴったりだ。

通気性や日差し・紫外線の遮断はもちろん、虫除けの効果もある。

サンシェードの両側にそれぞれ補助サンシェードを取り付けて普段はファンション帽子として使い、必要に応じて両側のうち1面だけを選択的に遮断できる「スライド帽子」がある。

他にも、バンドの頭部に折り畳みできる傘を設置して日差しと雨を遮断する多機能性の傘帽子も目を引く。

このように、冷却とひさしとしての機能を兼ね備えた帽子は、猛暑に備えたい消費者のニーズを満足させることはもちろん、健康にも役立つ。

猛暑対策帽子の特許出願は、個人出願の割合が75.7%と企業の21.7%に比べて非常に高い水準となっている(添付1を参照)。

韓国特許庁繊維生活用品課の徐イルホ課長は、「これからも猛暑が続くと予想されているなか、屋外で活動する時にも猛暑に耐えられる帽子商品関連のアイデアが引き続き特許出願されると予想している。」とコメントした。

添付1. 帽子特許の出願動向

区分	2007	2008	2009	2010	2011	合計	平均
出願件数	103	157	150	158	136	704	140.8
出願	90 (87.4%)	137 (87.2%)	107 (71.3%)	114 (72.2%)	85 (62.5%)	533 (75.7%)	106.6 (75.7%)

者別	法人	11 (10.7%)	18 (11.5%)	43 (28.7%)	38 (24.0%)	43 (31.6%)	153 (21.7%)	30.6 (21.7%)
	その他	2 (1.9%)	2 (1.3%)	0	6 (3.8%)	8 (5.9%)	18 (2.6%)	3.6 (2.6%)

*備考：()は、出願件数比の構成比率(%)

添付 2. 夏場向けの機能性帽子の出願動向

区分		2007	2008	2009	2010	2011	合計	平均
帽子出願件数(A)		103	157	150	158	136	704	140.8
夏場向けの機能性帽子(B)	ひさし帽子	34	42	38	33	32	179	35.6
	冷却帽子	5	6	7	8	6	32	6.4
	合計	39 (37.9%)	48 (30.6%)	45 (30.0%)	41 (25.9%)	38 (27.9%)	211 (30.0%)	42.0 (30.0%)

5-2 飲酒運転、運転席から防止

韓国特許庁(2012. 8. 2)

飲酒運転が社会的費用負担を強いているという声が強まっている。韓国法制研究院の研究結果によると、飲酒運転 1 件の取り締まりに平均 893 万ウォン(2011 年基準)の費用がかかる。

こうした損失を軽減するため、先端技術で飲酒運転防止の試みが続いている。韓国特許庁が 12 年間出願された特許を分析した結果、毎年約 5 件の飲酒運転防止技術が出願された。この期間に出願された合計 50 件の特許出願のうち、飲酒の有無によって自動車の起動を停止する技術が 31 件と最も多く、飲酒の測定技術が 12 件、飲酒運転を表示する技術が 5 件となった。

エンジン始動遮断技術の一つとして、車両内のステアリングホイール、アクセラレータ、ブレーキなどに搭載したセンサーで飲酒の有無を判断し、運転者に警告したり、車両を停止させたりする方式が挙げられる。最近ではステアリングホイールやスマートキーのセンサーを利用して飲酒を判断するなど、飲酒測定方式に関する特許出願が増えている。

この期間中に出願された発明を出願者別に分析すると、大手企業が 12 件、中小企業が 6 件だが、個人発明家の出願が 23 件と最も多くなった。これは、独特なアイデアを持っている個人発明家の持続的な関心が出願に繋がっていると分析される。IT 技術と融合して飲酒運転を防止する技術が 14 件と、全体出願の 28% を占めていることが分かった。

た。

飲酒運転の防止技術は、まだ国内自動車には搭載されていないが、一部の外国自動車メーカーでは関連技術を常用化している所が多い。米国のボルボは無線通信機能を搭載した携帯飲酒測定器で運転者の血中アルコール濃度を確認し、制限値(0.2g/1)を超過した場合、車両に信号を送り、エンジン始動を遮断する「アルコールガード」を適用しており、日産もセンサーで運転者の匂いや行動を感知し、異常のある場合、警告メッセージをアナウンスする技術を搭載している。2012年4月13日付けのウォールストリートジャーナルによると、米国自動車連合は、自動車の計器盤や別途のコントローラーで運転者の血中アルコールの濃度を検査して自動車運転を制限する技術の常用化に向けて2018年をメドに研究を進めているという。

韓国特許庁の関係者は、「IT技術と自動車技術を融合した飲酒運転防止出願が増加している。」とコメントしながらも、「飲酒運転に対する社会的な認識が変化し、韓国でも飲酒運転防止技術が適用された自動車が発売されれば、飲酒運転による社会的費用も大幅削減できる。」と述べた。

5-3 麗水エキスポで未来の海洋発明家を目指す

韓国特許庁(2012.8.7)

韓国特許庁と麗水エキスポの組織委員会は、全国の青少年発明記者が参加した「未来の海洋発明エッセイコンテスト」の受賞式を8月7日、麗水世界博覧会の組織委員会ブリフィングルームで開催した。

受賞式では大賞(麗水エキスポの組織委員長賞3点)、金賞(特許庁長賞6点)、銀賞(国際知識財産研修院長賞9点)、銅賞(韓国発明振興会長賞15点)など、合計33点の受賞作に賞状と麗水エキスポ記念硬貨が副賞として授与される。

今回のエッセイコンテストは、青少年に海洋の重要性を認識してもらい、海に、世界に進出する前向きさを与えるために麗水エキスポで7月の1ヵ月間行なわれたものだ。全国から600人の青少年発明記者が参加してエキスポ現場で直接体験した感想を書いたエッセイを出品し、全国の化学教師などに構成された発明記者団運営委員会の審査で選定された。一方、当コンテストには学生だけでなく、親や保護者、発明教師が参加し、多角的な体験活動が出来るように運営された。

大賞に選定されたソウルヨンソ小学校の徐ジミン記者は、海洋産業技術館で見た海洋エネルギー技術を、全州キリン中学校の金ボム記者は、海洋文明都市館を通じて海底都市デザインをテーマにエッセイを書いた。昌原ボンリム高校の宋イエウォン記者は、麗水エキスポを通じて未来の海洋発明家になりたいという願望をエッセイに盛り込んだ。

金ホウォン庁長は、授賞式で「今回の取材活動とコンテストを通じて海洋発明への青少年の高い関心を確認することができた。一生に一回の麗水エキスポを体験した青少年

発明記者は、未来の海洋発明の主役として成長できる」と述べた。

青少年発明記者は、全国 1,933 校の小中高校から、教頭の推薦で選抜された 4,869 人が各地域で活躍している。受賞作は「国家知識財産教育ポータル(www.ipacademy.net)」、「青少年発明記者団」のネットコミュニティ及びエキスポのニュースレターなどでオンライン展示しており、発明教育にも活用する計画だ。

5-4 融合化・複合化技術が我々の未来だ

韓国特許庁(2012.8.8)

韓国のハンバツ大学、京都工業大学、九州工業大学、豪州のウーロンゴン工業大学、ドイツのマルティン・ルター大学など、国内外の大学 5 校と世宗(セジョン)市は 5 月、「世宗市グローバル融複合コンソーシアム大学の設立に向けた了解覚書」を締結したことを発表した。

融合化・複合化技術の専門人材を育成するため、韓国では、既にソウル大学が 2009 年 3 月に融合科学技術大学院を設立・運営しており、高麗大学も融合ソフトウェア専門大学院を設立するなど、諸大学で融合化・複合化専門大学院が運営されていたが、今回の世宗市の発表は、融合化・複合化の専門人材を育成するために諸外国の教育インフラを取り込むきっかけをつくるということにその意義があるとされている。

関連教育機関の持続的な増加は、社会的なニーズに応じたものであり、融合化・複合化技術が次世代の主な産業としてなり得るということを示している。

では、融合化・複合化技術とは何か。それは、相違する学問的背景や性格の異なる技術が結合された技術を意味し、新しく開発された融合化・複合化技術によってその技能が顕著に向上された技術、または、新しい技術領域を開拓した技術などを意味する。

さらに、未来の経済・社会的な問題を解決するにおいて、多様な学問分野及び異種技術が結合されたイノベーション技術として認識されているほか、次世代の競争力確保に向けて集中育成すべき分野だと認識されている。

こうした社会的関心は、融合化・複合化技術分野の特許出願の傾向からも確認できる。韓国特許庁によると、融合化・複合化技術の出願件数の割合は、出願の全体件数に比べ、2005 年度 6.2%だったのが 2011 年には 25.7%と 4 倍も上昇した。なるほど、その増加率は「爆発的」だとも言える(添付 1 を参照)。

世界トップレベルを誇る韓国の IT 技術と融合された IT 関連の融合化・複合化技術の出願件数の割合は、2011 年に出願全体の 10%に達していると把握され、IT 融合技術が融合化・複合化技術の発展をけん引していることが確認できた(添付 2 を参照)。

韓国特許庁は、2000 代初めから増加傾向が続いてきた融合化・複合化関連技術の出願は、高い社会的関心を背景に、今後も増加基調が続くと予想している。特に、IT 統合メディア、U・ヘルスケアなどの IT 基盤の融合化・複合化技術に関する出願が急増すると

いう見通しを示した。

[添付 1] 年度別の融複合技術の出願比率動向

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全体出願(件)	145,641	145,639	160,183	177,868	198,774	199,793	193,921	188,373	181,001	183,953	190,709
融合複合出願(件)	1,279	1,504	2,065	7,416	12,273	19,019	22,706	23,815	36,428	44,369	49,032
比率 (%)	0.878	1.03	1.29	4.17	6.17	9.52	11.7	12.6	20.1	24.1	25.7

[添付 2] 年度別の IT 融合複合技術の出願比率の動向

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
全体出願(件)	145,641	145,639	160,183	177,868	198,774	199,793	193,921	188,373	181,001	183,953	190,709
IT 融合複合出願(件)	417	524	924	3,124	5,235	8,245	9,241	9,323	11,618	14,291	17,327
比率 (%)	0.324	0.360	0.577	1.76	2.63	4.12	4.76	4.94	6.42	7.77	9.09

5-5 特許に強い大学生、しのぎを削る

韓国特許庁(2012. 8. 9)

韓国特許庁と韓国工学韓林院は、「2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアード大会」の先行技術調査部門の最高賞に当たる知識経済部長官賞の受賞者に申ウンソブ氏(忠南大学船舶海洋工学科)が選定されたと発表した。

特許庁長官賞には金ヒョングク(慶熙大学機械工学科)、崔ギョン Chol(全州大学生産デザイン工学科)、河ジェサン(金鳥工学大学電子工学部)が選定された。大学別では仁荷大学が23人と最多となり、次に忠南大学が8人と後に続いた。

韓国特許庁と韓国工学韓林院が共同主催し、韓国発明振興会が主管する「2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアード大会」は、大学に実用的な特許教育を拡大し、企業が求めている特許に強い理系人材を育成するため、現場の問題点などを問題に提出し、大学(院)生がそれに答える産学協カプログラムである。

本大会は、国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を提案する特許戦略の確立部門と仮想の出願書に関する先行技術を調査して特許可能性を判断する先行技術調査部門に分けられている。

今年の先行技術調査部門には、サムスン電子や現代自動車、KIST(韓国科学技術研究院)など30の企業及び研究機関が問題を提出し、全国90校の大学から2,631人の大学(院)生が参加して激しい競争を繰り広げていた。審査の結果、ソウル大学、KAIST、浦項工科大学など、30校の大学から87人の受賞者が決まった。

最高賞の識経済部長官賞に選ばれた申ウンソブ氏は、主要海洋プラントエンジニアリングメーカーが保有している特許を調査・分析して改良発明を提案し、未来技術発展策を研究・発表して最高賞に選ばれた。

審査委員として参加した企業関係者は、口を揃えて、「技術についての理解力だけでなく、先行技術調査スキルまで兼ね備えていることに驚いた(J企業)」、「大学生とは思えないほどの高い技術分類能力を持っており、コア特許選定の努力が感じられた(K企業)」、「優れた特許分析能力をベースに企業でも直ちに活用出来そうな優秀な結果を出した(L企業)」など、高く評価した。

韓国特許庁産業財産政策局の李ヨンデ局長は、「これからも本大会が特許に強い優秀な理系人材を育成して産業界の人材プールとして機能できるよう、受賞者の就職も積極的に支援していきたい。」と述べた。

一方、特許戦略の確立部門は、8月31日に論文受付が締め切られる。今回の先行技術調査部門の受賞者と、今後の特許戦略確立部門の受賞者に対する受賞式は、12月の初め頃に開催される予定だ。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム